

東京電力ホールディングス株式会社

代表取締役社長 小早川 智明 様

原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要求書

令和6年11月22日

福島県原子力損害対策協議会

会 長	福島県知事	内 堀 雅 雄
副会長	JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会	
	会 長	管 野 啓 二
副会長	福島県商工会連合会	会 長 渡 邊 武
副会長	福島県市長会	会 長 相 馬 市 長 立 谷 秀 清
副会長	福島県町村会	会 長 塙 町 長 宮 田 秀 利

原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要求

福島復興・再生には原子力発電所事故による損害が最後まで確実に賠償されることが不可欠であることから、これまで幾度にもわたり、国及び東京電力に対し、損害の範囲を幅広く捉え、被害の実態に見合った十分な賠償が確実に迅速になされるよう強く求めてきたところである。

これまで、精神的損害や営業損害を始めとする賠償の枠組みが一つ一つ構築され、賠償請求手続が進められてきたが、原子力発電所事故の影響は広範囲かつ長期に及んでおり、事故から13年以上が経過した現在も、一部地域で避難指示が継続しているほか、避難指示解除後も住民や事業者の帰還が十分に進んでいない地域がある。

また、農林水産物を始めとした県産品の全国平均との価格差は、震災前のポジションに戻らないまま固定化されているほか、震災前と比較して、観光目的や教育旅行の宿泊者数は7割にも満たないなど、いまだ県内全域に根強い風評が残っている。

さらに、昨年8月のALPS処理水の海洋放出開始に伴い、一部の国において日本産水産物の輸入停止措置が行われるなど国内に影響が生じているほか、県内外の関係団体等から、ALPS処理水の処分を含めた福島第一原発の廃炉において、作業ミスやトラブル等による新たな風評が生じることへの不安や懸念も示されている。

東京電力においては、こうした事実を踏まえ、改めて、被害者の様々な思いを真摯に受け止め廃炉と汚染水・処理水対策の実施者であるという意識を常に持ち、全社を挙げて万全な対策を徹底的に講じるとともに、被害者が一日も早く生活や事業を再建することができるよう、また、被害者が消滅時効によって請求の機会を失うことのないよう、中間指針第五次追補を踏まえた追加賠償に関する円滑な対応はもとより、「指針」に明記されていない損害への対応を含め、被害者それぞれの立場に立った的確、迅速な賠償を最後の一人まで貫徹し、原子力災害の原因者としての責任を全うすべきである。

よって、福島県民の総意として、原子力損害賠償の完全実施と、次の事項についての確実な対応を強く要求する。

1 ALPS処理水の海洋放出に係る責任ある対応

- (1) ALPS処理水の海洋放出について、一部の国や地域が日本産水産物等の輸入規制を継続し、国内の漁業者や水産加工業者を始めとする事業者に影響が生じていることから、被害者の立場に立った賠償を確実に迅速に行うこと。

また、海洋放出は長期間にわたる取組であるため、新たな風評を発生させないという強い決意の下、徹底した安全対策を始め、正確な情報発信や万全な風評対策はもとより、将来に向けた実行性のある事業者支援策等に、東京電力としても主体的に取り組むこと。

- (2) それでもなお、風評被害が発生する場合には、「損害がある限り最後まで賠償する」との基本的な考え方の下、事業者が安心して事業や生業に取り組むことができるよう被害の実態に見合った賠償を確実に迅速に行うこと。

この際、特に次の事項について確実に対応すること。

ア 損害の確認方法や算定方法に関する考え方、具体的な請求手続などについて、十分な相談・受付体制を確保した上で、事業者への客観的で分かりやすい説明を行い広く周知するとともに、意見・要望を丁寧に聞き取り、事業者に寄り添って対応すること。

イ 特に、風評被害は、発生の証明が容易ではない上、事業者が自ら新たな風評による損害を立証することは非常に困難な状況にあることを認識し、賠償請求に係る損害の立証については、事業者の負担とならない簡便かつ柔軟な方法により対応すること。

ウ 原発事故後には、直接的な損害や間接的な被害が、県内全域の様々な分野で発生した事実を踏まえ、農林水産業や観光業、商工業のみならず、あらゆる業種において、損害の範囲を幅広く捉え、個別具体的な事情による損害についても誠意を持って対応すること。

2 中間指針第五次追補等を踏まえた適切な対応

(1) 中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償について、前回請求時から10年以上が経過したため、賠償対象者に関し、居住地の移転や、相続等による世帯構成の変更が生じたケースなども多数想定されることから、被害者が請求の機会を失うことのないよう、賠償請求未了者の現況把握と分析を行い、その結果を踏まえた効果的な周知を実施するとともに、現地訪問等を通じた手続案内や請求支援にも取り組むことで、確実かつ円滑に賠償を行うこと。

また、これらの請求手続に関し、関係書類を交付する市町村から窓口業務の負担が大きいなどの声も寄せられているため、行政サービスへの影響が生じることのないよう、請求書類の簡素化を含め、柔軟な対応を行うこと。

(2) 「指針」に明記されなかった個別具体的な事情による損害についても、誠意を持って対応すること。

3 営業損害に係る賠償

(1) 農林水産業の営業損害に係る賠償

ア 農林水産業に係る営業損害については、県産農林水産物の価格が依然として全国平均より低い傾向にある状況を踏まえ、農林漁業者や関係団体からの意見・要望に柔軟に対応し、被害者の負担軽減を進めながら、被害者の立場に立った賠償を円滑に行うこと。

イ 避難指示区域内や出荷制限等に係る農林業の一括賠償後の取扱いについて、農林業者等へ事前に丁寧な周知・説明を徹底して行い、被害の実態に見合った賠償を確実に行うこと。

また、風評被害はもとより、地域に特別な状況や被害者に個別具体的な事情がある場合には、被害者の立場に立って柔軟に対応すること。

(2) 商工業等の営業損害に係る賠償

ア 商工業等に係る営業損害の一括賠償については、原子力発電所事故との相当因果関係の確認に当たり、個別訪問等による実態把握に努め、定性的要因を積極的に採用するなど、簡易な手法で柔軟に行うとともに、個別具体的な事情による損害についても誠意を持って対応すること。

また、一括賠償で年間逸失利益の2倍相当額の賠償を受けられなかった被害者からの相談や請求についても相談窓口等で丁寧に対応し、状況の変化を踏まえた的確な賠償を行うこと。

イ 商工業等に係る営業損害の一括賠償後の取扱いについても、被害者からの相談や請求に丁寧に対応し、表面的・形式的に判断することなく、地域の状況や事業の特殊性、個別具体的な事情をしっかりと把握した上で、損害の範囲を幅広く捉え、被害の実態に見合った十分な賠償を確実にかつ迅速に行うこと。

また、原子力発電所事故との相当因果関係の確認に当たっては、一括賠償請求時の提出書類を最大限活用するなど、手続の簡素化に取り組みながら柔軟に対応し、被害者の負担を軽減すること。

ウ 同様の損害を受けている被害者が請求の方法や時期によって賠償の対応に相違が生じることのないよう、風評被害の相当因果関係の類型、判断根拠、東京電力の運用基準や個別事情に対応した事例を公表・周知するとともに、書面で理由を明示するなど被害者への分かりやすい丁寧な説明を徹底して行うこと。

4 被害者や地域の実情を踏まえた賠償

(1) 被害の実態に見合った賠償

帰還困難区域はもとより、避難指示解除区域、旧緊急時避難準備区域、旧特定避難勧奨地点等を含め、住民や事業者の置かれている状況を十分に踏まえ、混乱や不公平を生じさせないように配慮しながら、被害の実態に見合った賠償を確実に迅速に行うこと。

(2) 住居確保に係る損害の賠償

ア 被害者が生活再建の見通しを立てることができるよう、帰還、移住のいずれの場合においても、地域の状況や被害者一人一人の事情に応じた賠償を柔軟かつ迅速に行うこと。

イ 帰還又は移住先における宅地の取得費用の算定に当たっては、地価の動向を踏まえ、柔軟に対応すること。

ウ 賠償の対象となる費用や賠償額の算定方法等について、全ての被害者に分かりやすく丁寧に説明すること。

(3) 避難生活の長期化を踏まえた柔軟な対応

依然として多くの住民が避難を継続している被災地の実情をしっかりと受け止め、管理や使用が困難となった財物の価値の減少や喪失等について、被害者の生活や事業の再建を最優先にする観点から、被害の実態に見合った十分な賠償を確実に行うこと。

(4) 帰還や避難生活の長期化等に伴う賠償

帰還や避難生活の長期化等により生じる様々な精神的な苦痛、生活費の増加費用、就労不能に伴う損害、家賃等の避難費用等について、地域の実情や個別具体的な事情等に応じた適切な対応を含め、被害者の立場に立った賠償を行うこと。

また、避難指示解除から相当期間経過後も賠償の対象となる「特段の事情がある場合」については、避難指示解除後の現状をしっかりと把握した上で、個別具体的な事情に応じて柔軟に対応すること。

(5) 自主的避難等に係る賠償

自主的避難等に係る損害について、損害の範囲を幅広く捉え、県民それぞれの被害の実態に見合った賠償を行うとともに、個別具体的な事情による損害についても誠意を持って対応すること。

5 被害者の視点に立った親身・迅速な賠償

- (1) 「中間指針第五次追補」の基本的な考え方に明記されたとおり、被害者からの賠償請求を真摯に受け止め、被害者の心情にも配慮し誠実に対応すること。
- (2) 「指針」は賠償範囲の最小限の基準であることを深く認識し、被害者の視点に立った柔軟な解釈の下で、賠償請求へ迅速に対応するなど、被害者優先の親身な賠償を行うこと。
- (3) 「福島復興本社」の体制強化はもとより、当県の実情や被害者の声をしっかりと把握した上で、誠意を持って迅速に賠償を行うとともに、「第四次・総合特別事業計画」に掲げられた「最後の一人まで賠償貫徹」、「迅速かつきめ細やかな賠償の徹底」及び「和解仲介案の尊重」の「3つの誓い」を厳守すること。
- (4) 賠償請求手続については、被害者の負担軽減を進めるとともに、全ての被害者が確実に賠償請求をすることができるよう、必要な相談体制をしっかりと確保した上で、対象となる賠償項目及び請求方法の分かりやすい表記、賠償請求未了者への手続の一層の周知や、個別訪問等による手続の支援、相談窓口等での誠意ある丁寧な対応をこれまで以上に徹底して行うこと。
- (5) 東京電力に対する様々な不安感や不信感を真摯に受け止め、合意に至っていない従来の賠償請求にも誠実に対応するなど、これまで以上に被害者に寄り添った取組を徹底すること。

- (6) 全ての被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、賠償請求未了者の掘り起こしや周知活動を徹底させることはもとより、「指針」に明記されていない損害への対応を含め、「第四次・総合特別事業計画」に明記したとおり将来にわたり消滅時効を援用せず、損害がある限り最後まで賠償を行うこと。

6 原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介

- (1) 原子力損害賠償紛争解決センターが提示する「総括基準」や「和解仲介案」を原子力災害の原因者としての自覚を持って積極的に受け入れ、確実かつ迅速に賠償を行うこと。
また、同様の損害を受けている被害者に対しては、和解仲介の手続によらず、直接請求によって一律に対応すること。
- (2) 原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介実例を被害の状況が類似している地域等において同様に生じている損害に適用し、直接請求により全ての被害者への公平な賠償を確実かつ迅速に行うこと。

7 地方公共団体に係る賠償

- (1) 県内地方公共団体が原子力発電所事故に起因して負担した費用等について、請求手続の簡素化に取り組みながら相談や請求に丁寧に対応し、確実かつ迅速に賠償を行うこと。
特に、先行して賠償を行った事例について、被害の状況が類似している他の地方公共団体における損害にも適用し、公平な賠償を行うこと。
- (2) 中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償の請求受付に関し、市町村の業務に過剰な負担が生じることのないよう、市町村の業務支援を含め、誠意を持って対応すること。

- (3) 原子力発電所事故によって生じた目的税を始めとする税収の減少分については、個別具体的な事情による損害についても柔軟に対応し、確実かつ迅速に賠償を行うこと。
- (4) 地方公共団体が民間事業者と同等の立場で行う事業については、地域の状況や事業の特殊性、個別具体的な事情をしっかりと把握した上で、損害の範囲を幅広く捉え、被害の実態に見合った十分な賠償を行うこと。
- (5) 地方公共団体の財物の賠償については、県や市町村等の意向を十分に踏まえ、迅速に賠償を行うとともに、インフラ資産等の取扱いを含め、個別具体的な事情による損害についても柔軟に対応すること。
- (6) 原子力損害賠償紛争解決センターによる県や市町村の和解仲介実例を被害の状況が類似している他の地方公共団体における損害にも適用し、直接請求により公平な賠償を確実かつ迅速に行うこと。